

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日(金) 午後2時00分から午後2時30分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	吉田 龍平	〃
〃	3	高田 正和	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
会長職務代理者	5	高田 光國	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
会長	6	田邊 忠宏	〃	〃	3	辻田 樫市	〃
委員	7	原田 敬造	〃	〃	5	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第7号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について
- 第4 議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第5 議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権賃借)

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和2年第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員4名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、9番吉田龍平委員、1番岡村咲津紀委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第7号について、ご説明いたします。

整理番号は、48でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は4筆、地目は田が3筆、畑が1筆、面積は計1,764㎡です。

今回、譲受人である●●さんが増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果をご説明いたします。

まず、申請地に小作人が存在しているかどうかについては、農地基本台帳等を確認した結果、小作人は存在しませんでした。

次に、権利取得後に、今回取得する農地を含めて、すべての農地が耕作されるかどうかについては、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、現在保有している農地はすべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行いますので、取得後すべての農地について耕作されるものと認められます。

次に、農業生産法人及び農業経営基盤強化促進法第4条第4項に規定する特定法人に関する審査基準については、本件は個人の権利取得ですので法人に関する審査基準には該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取した結果、現在基幹的な農作業に常時従事

しており、取得後も農作業に常時従事すると認められます。

次に、権利を取得する者が取得後において農地下限面積20アールを満たすかどうかについては、申請書に記載された取得面積と農地基本台帳等に記載されている現在の経営面積を合算すると、取得後の経営面積は下限面積を満たしますので問題ありません。

最後に、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかについては、住所地から徒歩で10分程度になりますので、通作が可能であると認められます。

議長 　ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。質問、意見等はございませんか。

（質問、意見なし）

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、議案第7号、整理番号48は許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは、議案第8号、整理番号45についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地域にあり、3筆、地目は畑が2筆、田が1筆、面積は886.11㎡です。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、建売住宅の建築を目的に申請が行われました。

議長 　事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番 　申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路、沈殿枡を設け、既存排水路へ接続します。

生活排水については、下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、建売住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の議案第8号、整理番号45の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号45について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第8号、整理番号45は許可と決定します。

次に、整理番号46について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第8号、整理番号46についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地領域にあり、1筆、地目は田、面積は684㎡です。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、露天駐車場整備を目的に申請が行われました。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

転用目的は、露天駐車場整備となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、法面の勾配を緩やかにとり、転圧をかけることで土砂が流出しないようになっています。

雨水については、自然透水及び既存水路へ接続します。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、駐車場ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の議案第8号、整理番号46の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号46について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第8号、整理番号46は許可と決定します。

次に、整理番号47について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第8号、整理番号47について、ご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地域内にあり、2筆、地目は田、面積は計277㎡です。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、露天駐車場整備を目的に申請が行われました。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

転用目的は、露天駐車場整備となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地の地盤の高さが、今回の申請地の計画高より高いため、申請地からの土砂の流出はありません。

雨水については、新設する角フリュームと可変側溝で集水し、枡を經由して既存水路へ接続します。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、駐車場ですので影響はないと判断します。

以上です。

議長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の議案第8号、整理番号47の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号47について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第8号、整理番号47は許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第9号について、ご説明いたします。

整理番号は、49から51まで関連議案ですので一括してご説明いたします。

里庄町長より令和2年4月10日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています

設定を受ける者は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団いわゆる農地中間管理機構です。

整理番号49は田が1筆、面積は704㎡、設定を行う者は●●●●さん、整理番号50は田が1筆、面積は397㎡、設定を行う者は●●●●さん、整理番号51は田が1筆、面積は531㎡、設定を行う者は●●●●●さんです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われま

議長 ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第9号、整理番号49から51について、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第5号、整理番号49から51は承認と決定します。

以上をもちまして、令和2年第4回総会を閉会いたします。